

※講義の最後に時間があれば皆でやってみましょう(予習は不要です)

■法令のイメージトレーニング

- ①. 最初は右半分を隠して考えてみましょう
- ②. 左欄の「数値」が記載された「条番号」は何の規定?  
※その「条」がどの辺りにあるかをイメージします  
※当ててすることに意味はありません。

■「12m」に関連する規定

法52条( )  
2項

9項

■「10m」に関連する規定

法56条( )  
「第三号」

6項→ 令132条( )

■「1m」に関連する規定

法52条( )  
3項

法56条( )  
6項 → 令135条の2( )

→ 令135条の3第二号( )

→ 令135条の4第二号( )

■「1/10」に関連する規定

法53条( )  
3項

- ③. 右欄の条番号・条文名から、どんな条件設定かをイメージ  
「…以上、…を超える」「条文の構成はどうなっているか」  
それをイメージしてから、法令集で条文を確認する  
※他の条件や、前後の規定も確認  
**脳内マップ**を作るイメージ

法52条( 容積率 )

- 1項 法定容積率
- 2項 道路容積率 住居系 ○/10 乗じたもの  
幅員に 非住居系 ○/10 乗じたもの

9項 特定道路(幅員0m以上)に接続する  
前面道路(0m以上, 0m未満)延長が0m以内

法56条( 建築物の各部分の高さ )

- 1項一号: 二号: 三号:  
…真北方向の水平距離に1.25を乗じ,  
1,2低層(田園)は0mを1,2中高層は0mを加えたもの

令132条( 二以上の前面道路がある場合 )

- 「2Aかつ35m以内の区域」及び  
「道路Bの中心線から0m(以上のor超える)区域」  
幅員の最大な前面道路と同じ幅員を有するものとみなす

法52条( 容積率 )

- 3項 地階住宅1/3緩和  
地階でその天井が地盤面からの高さ0m以下  
住宅又は老人ホーム等
- 4項 地盤面

法56条( 建築物の各部分の高さ )

- 令135条の2(道路斜線・高低差緩和)  
敷地の地盤面が前面道路より1m以上○○場合  
令135条の3第二号(隣地斜線・高低差緩和)  
敷地の地盤面が隣地の地盤面より1m以上○○場合  
令135条の4第二号(北側斜線・高低差緩和)

法53条( 建蔽率 )

- 3項 8/10以外の地域  
・耐火緩和「 地域」「 建築物」・角地緩和
- 6項 8/10の地域  
・耐火緩和「 地域」「 建築物」